

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第225号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回 (6・9・12・3月)
定価 1部500円 (送料別)
年間2,000円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

第33回全国大会を開催 同和問題として取り上げる内容を検討

中央本部では、第33回の全国大会を5月23日午後2時から、自由民主党本部901会議室に、来賓を含めて299名を集め開催した。

司会を東京都本部女性部長の新井裕美子さんが務め、開会の辞を野口賢二・副会長が述べた。

会長あいさつで川上高幸・会長は、今後、「部落差別解消法」の6条に規定する部落差別の実態調査が行われるが、あくまで部落の実態調査ではなく、部落差別の実態調査であることと強く認識する必要がある、部落の実態調査となると、やりようによつ



第33回全国大会であいさつする川上会長

ては新たな差別の発生、同和地域、同和関係者の固定化すら起こりうると考えているとし、法律をもとに同和对策の復活、部落の実態調査(生活実態調査)を可能にする条例を地方自治体に求めている団体もありますが、これには断固反対します。と一部団体の条例化の動きを牽制した。

来賓あいさつでは、自由民主党を代表して、二階俊博・幹事長、竹下亘・総務会長、党の「差別問題に関する特命委員会の平沢勝栄・委員長、党の「部落問題に関する小委員会」の山口 壯・委員長と門 博文・事務局局長、「人権会議」の同志からは、全国隣保館連絡協議会の中尾由喜雄・常任顧問、全国LGBT理解増進ネットワーク会議からは、繁内幸治・代表世話人、以上7名の方から激励と連帯のあいさつをいただいた。

次に、出席いただいた自民党の衆・参国會議員ご本人様(23名)に限って紹介した。

その後、祝電の一部を披露して開会行事を終え、記念講演に移った。

今回の記念講演は、京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんが、「人権教育・啓発の今日的課題」-同和問題をどのように取り上げるべきか-とのテーマでお話された。

議事では、議長に天野二三男・総務委員長と木村 仁・産業就労対策委員長が就いた。

今号の内容	
全国大会関係	1P
来賓祝辞(要旨)	2P
来賓出席者	3P
祝電	4P
平成30年度運動方針(その1)	5~9P
灘本昌久さんの長期連載28話	10P

第1号議案の平成29年度事業報告及び同決算報告並びに監査報告については、山口勝広・事務局次長が事業報告と決算報告を行い、監査報告については、鈴木庸介・監事が行い、承認された。

第2号議案の平成30年度運動方針案及び同事業計画案並びに同予算案については、平河秀樹・事務局長が一括提案し、承認された。

第3号議案の決議(案)については、上田信輝・青年部長が提案し、承認された。

決議については、重大な事案がある場合に限り行うとして、しばらく提案はなかった。

第3号議案のその他では、今回は特に議案はなかった。

以上で大会議事を終え、閉会行事に移り、閉会の辞を上田藤兵衛・副会長が行い、第33回全国大会を終えた。

本大会の様子も、YouTubeにて録画を本会のサイトで「視聴できます」。

来賓祝辞(要旨)



自由民主党
幹事長
二階 俊博
衆議院議員

同和問題については、結婚問題、住環境、就労、教育分野について解決の過程にあると言われていますが、未だに差別が残っているのも事実です。昨今ではインターネット上の人権侵害、外国人、子供、障害者に対する人権問題が新たに起きているが個別法で対応している。あらゆる人々の人権が守られる社会の実現を目指して、皆さんとともに手を組んで歩んでいきたい。



自由民主党
総務会長
竹下 亘
衆議院議員

自由民主党は、この国を守り抜く、一番は国民の命と暮らしを守る。そして、歴史の中で生じてきた部落差別は人の知恵と努力、汗で乗り越えていかなければならない。まだまだやらなければならぬことがあることも存じているので、しっかりと対応していきたい。



自由民主党
差別問題に関する特命委員会の委員長
平沢 勝栄
衆議院議員

一昨年の12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」を成立させてもらいました。自由民主党としてこの法律を成立させようと二階・幹事長のご指導をいただきながら、自由同和会の皆さん方からも色々ご意見を頂きました。この法律を生かすために、直す必要があればしっかりと考えていきたい。



自由民主党
部落問題に関する小委員会
の委員長
山口 壯
衆議院議員

自由同和会の皆さんには法律を策定する最初の段階からご意見を頂きました。理念法とは言え、色々な面で進んできていて、インターネットの人権侵害について、国内外のプロバイダーへの削除要請をどのようにするのか検討がされている。6条調査では個別の調査は行わないことを平沢・委員長と確認している。引き続き皆さんの意見は受け止める。



自由民主党
部落問題に関する小委員会
の事務局長
門 博文
衆議院議員

法律や部落差別の問題をメディアがどんどん取り上げ、奥歯にもものが挟まった状態ではなく胸襟を開いて普通の会話でなくしていきたい。先般、インターネットの地図上に被差別部落の位置が分かるようにピン止めをしてある画面を見せてもらったが、そのようなものを見ても、理想論ではあるがそれがどうした、そのようなことは間違いだと言って、皆で話し合いができる時代を、皆さんと一緒に創っていきたい。



全国隣保館
連絡協議会
の常任顧問
中尾 由喜雄

自由同和会の皆さんと私は、1991年に、当時の全国自由同和会と部落解放同盟、愛媛県同和対策協議会、全国同和教育研究協議会、全国隣保館連絡協議会、そして2研究所が小異を捨て大同団結をし、「同和問題の現状を考える連絡会議」の設立からだが、法の成立で現場の隣保館はどれだけ力強く思っているかを伝えたい。



一般社団法人
LGBT
理解増進会
の代表理事
繁内 幸治

自民党の「性的指向・性自認に関する特命委員会」でアドバイザーを務めさせていただく中で、私どもが求める理念法である「LGBT理解増進法案」は、古屋圭司・委員長や稲田朋美・前政調会長にご尽力を頂いておりますが、寛容が進まず成立の目途は立っていない。ジェンダーフリーや差別禁止、罰則ではなく、人権課題の克服に向けては寛容な精神だと思っている。



京都産業大学
文化学部教授
灘本 昌久

講演 (骨子)

テーマ

「人権教育・啓発の今日的課題」
1 同和問題をどのように取り上げるべきか

これまで、同和对策事業の必要性や正当性を保管するために、悲惨な差別の歴史を強調することや見直しが始まり部落の歴史で誇りうる事象を強調してきたが、今後は、悲惨な部落問題の歴史を押し付けるのではなく(正解注入型ではなく)プロセス重視の議論型に。教員希望者には、人権教育を必須に。

来賓出席者

衆議院議員 本人 (18名)

- 阿部 俊子(岡山3)▽門 博文(比近畿)▽木内 均(比北陸信越)
- ▽木村 やよい(比近畿)▽左藤 章(大阪2)▽田中 英之(京都4)
- ▽田畑 毅(比東海)▽竹下 亘(島根2)▽竹本 直一(大阪15)▽武田 良太(福岡11)▽とかしき なおみ(大阪7)▽中山 泰秀(大阪4)
- ▽長坂 康正(愛知9)▽二階 俊博(和歌山3)▽平沢 勝栄(東京17)
- ▽古川 康(比九州)▽三ツ林 裕巳(埼玉14)▽宮澤 博行(静岡3)
- ▽山口 壯(兵庫12)

参議院議員 本人 (5名)

- 岡田 広(茨城)▽自見 はなこ(比例)▽松下 新平(宮崎)▽元榮 太一郎(千葉)▽山下 雄平(佐賀)

その他

- 全国隣保館連絡協議会 常任顧問 中尾 由喜雄
- 全国LGBT理解増進ネットワーク会 代表世話人 繁内 幸治

衆議院議員 代理 (70)

あきもと 司(東京15)▽麻生 太

郎(福岡8)▽穴見 陽一(大分1)

▽井上 信治(東京25)▽池田 佳隆

(比東海)▽石破 茂(鳥取1)

▽泉田 裕彦(新潟5)▽今村 雅弘

(比九州)▽岩田 和親(比九州)

▽岩屋 毅(大分3)▽うへの 賢一

郎(滋賀2)▽江崎 鐵磨(愛知10)

▽小渕 優子(群馬5)▽大隈 和英

(比近畿)▽大塚 高司(大阪8)

▽大野 敬太郎(香川3)▽奥野 信

亮(比近畿)▽鬼木 誠(福岡2)

▽加藤 勝信(岡山5)▽金子 万寿

夫(鹿児島2)▽神谷 昇(比近畿)

▽神山 佐市(埼玉7)▽鴨下 一郎

(東京13)▽神田 憲次(比東海)

▽木原 稔(熊本1)▽木村 哲也

(比南関東)▽黄川田 仁志(埼玉3)

▽岸 信夫(山口2)▽小林 史明

(広島7)▽齋藤 健(千葉7)

▽坂本 哲志(熊本3)▽櫻田 義孝

(千葉8)▽しげもと 護(比近畿)

▽塩谷 立(静岡8)白須賀 隆樹

(千葉13)▽鈴木 馨祐(神奈川7)

▽鈴木 淳司(比東海)▽鈴木 たか

こ(比北海道)▽関 芳弘(兵庫3)

▽田中 和徳(神奈川10)▽平 将明

(東京4)▽高木 毅(福井2)

▽武井 俊輔(宮崎1)▽棚橋 泰文

(岐阜2)▽谷川 とむ(比近畿)

▽寺田 稔(広島5)▽渡海 紀三朗

(兵庫10)▽富岡 勉(比九州)

▽中根 一幸(比北関東)▽長尾 敬

(大阪14)▽西村 康稔(兵庫9)

▽原田 義昭(福岡5)▽平井 卓也

(香川1)▽藤丸 敏(福岡7)▽船

田元(栃木1)▽船橋 利実(比北海

道)▽古田 圭一(比中国)▽細田

博之(島根1)▽堀井 学(北海道9)

▽堀内 詔子(山梨2)▽松本 剛明

(兵庫11)▽宮内 秀樹(福岡4)

▽茂木 敏充(茨木5)▽山際 大

志郎(神奈川18)▽山口 泰明(埼

玉10)▽山田 賢司(兵庫7)▽山

田 美樹(比東京)▽山本 幸三(福

岡10)▽山本 有二(比四国)▽渡辺

博道(千葉6)

参議院議員 (21)

阿達 雅志(比例)▽石井 準一

(千葉)▽石井 正弘(岡山)▽石田

昌宏(比例)▽磯崎 仁彦(香川)

▽衛藤 晟一(比例)▽大家 敏志

(福岡)▽古賀 雄一郎(長崎)▽上

月良祐(茨城)▽酒井 庸行(愛知)

▽島田 三郎(島根)▽進藤 金日子

(比例)▽豊田 俊郎(千葉)▽中川

雅治(東京)▽福岡 資麿(佐賀)

▽堀井 巖(奈良)▽舞立 昇治(鳥

取)▽松村 祥史(熊本)▽三宅 伸

吾(香川)▽山本 一太(群馬)▽渡

辺 猛之(岐阜)

祝電

衆議院議員

安藤 裕▽大塚高司▽木村 やよ
い▽左藤 章▽しげもと 護▽藪浦
健太郎▽田中英之▽竹本 直一
▽武田 良太▽谷川 とむ▽土屋
品子▽牧島かれん

参議院議員

太田 房江▽二之湯 智

その他

公益財団法人 人権教育啓発
推進センター理事長 横田祥三

大阪府関係

知事 松井一郎▽府民文化部人権
局長 里中 亨
自由民主党・無所属府議会議員団
幹事長 花谷充愉

大阪市長 吉村洋文▽自由民主党
市民クラブ大阪市会議員団一同▽堺
市長 竹山修身▽岸和田市長 永野
耕平▽豊中市市長 長内繁樹▽吹田市

長 後藤圭二▽守口市長 西端勝樹

▽八尾市長 田中誠太▽寝屋川市長

北川法夫▽河内長野市長 島田智明

▽大東市長 東坂浩一▽和泉市長

辻ひろみち▽箕面市長 倉田哲郎▽

柏原市長 富宅正浩▽高石市長 阪

口伸六▽藤井寺市長 國下和男▽東

大阪市長 野田義和▽交野市長 黒

田 実▽大阪狭山市市長 古川照人▽

阪南市長 水野謙二▽門真市長 宮

本一孝▽泉南市長 竹中勇人▽高槻

市長 濱田剛史▽茨木市長 福岡洋

一▽枚方市長 伏見 隆▽泉大津市

長 南出賢一▽摂津市長 森山一正

▽羽曳野市長 北川嗣雄▽島本町長

山田紘平▽能勢町長 上森一成▽田

尻町長 栗山美政▽太子町長 浅野

克己▽河南町長 武田勝玄▽熊取町

長 藤原敏司▽忠岡町長 和田吉衛

▽豊能町長 池田勇夫▽岬町長 田

代 堯▽千早赤阪村長 松本昌親

京都府関係

知事 西脇隆俊▽府議会議長 村

田正治

府議會議員

うもと和久▽おがたけん▽近藤永

太郎▽菅谷ひろし▽田中英夫▽中村

正孝▽二之湯真士▽藤山裕紀子

京都市長 門川大作

同市議會議員

小林正明▽さくらい泰広▽中村三

之助▽西村よしなお▽森田 守▽山

本恵一▽吉井あきら

亀岡市長 桂川孝裕▽長岡京市長

中小路健吾▽宇治市長 山本 正

▽城陽市長 奥田敏晴▽木津川市

長 河井規子▽京丹後市長 三崎政

直▽綾部市長 山崎善也▽福知山市

長 大橋一夫▽南丹市長 西村良平

▽宮津市長 井上正嗣▽八幡市長

堀口文昭▽京田辺市長 石井明三▽

宇治田原町長 西谷信夫▽京丹波町

長 太田 昇▽伊根町長 吉本秀樹

▽与謝野町長 山添藤真▽大山崎町

長 山本圭一▽久御山町長 信貴康

孝▽笠置町長 西村典夫▽和束町長
堀 忠雄▽南山城村長 手仲圓容

和歌山県関係

知事 仁坂吉伸

田辺市長 真砂充敏▽橋本市長

平木哲朗▽新宮市長 田岡実千年▽

御坊市長 柏木征夫▽有田市長 望

月良男▽白浜町長 井濶 誠▽九度

山町長 岡本 章▽上富田町長 奥

田 誠▽日高川町長 久留米啓史▽

すさみ町長 岩田 勉▽湯浅町長

上山章善▽高野町長 平野嘉也

愛知県関係

知事 大村秀章▽県議會議員 石

塚アポロ

名古屋市議會議員 中里高之▽

あま市長 村上浩司▽豊川市長 山

脇 実

熊本県関係

嘉島町長 荒木泰臣▽同教育長

高野 隆▽南阿蘇村長 吉良清一▽

同教育長 松野孝雄

平成 30 年度運動方針

はじめに

平成 28 年 12 月に、どのようなことが部落差別に該当するのかの定義がなく、被害を受けた際の救済制度もなく、極めて不十分であると言わざるを得ない「部落差別の解消の推進に関する法律」が、私どもの運動の成果として成立した。

不十分であっても後退傾向にあった人権教育・啓発の中での同和問題の取り扱いに歯止めがかかり、人権教育・啓発で同和問題の取り扱いや位置付けについて、再検討する動きが見られるが、その内容についても再検討を行い、これまでのような部落差別の悲惨さだけを教える内容は解決を妨げる結果にも繋がることから、旧同和関係者の青年にも希望が持てるように、私どもが明記している部落差別の現状を反映した内容に改めるよう国や地方公共団体に求めていく。

また本年度は、法の 6 条に規定する「部落差別の実態調査」が実施されると思われるが、この実態調査については、昨年、法務省から委託された（公財）人権教育啓発推進センターが、当センター内に「6 条に係る調査」の内容、手法等に関する有識者会議を設置して検討しており、私ども自由同和会、部落解放同盟、全国人権運動総連合の 3 団体からも意見を聴取した。この有識者会議でのヒヤリングで私どもは、今回の調査は「部落の実態調査」ではなく、「部落差別の実態調査」であることを踏まえ、現在では法的には「同和地区」（部落）や同和関係者は存在しないことで、平成 5 年に総務庁が実施した「同和地区実態把握等調査」—生活実態調査—ではなく、2 つの調査を要請した。

一つは、法務省の「人権侵犯事件調査処理規定」での新規受理件数と地方公共団体が把握する差別事件の件数に大きな乖離があり、部落差別の実態を反映していないことから、地方公共団体が把握する部落差別の件数とその内容をまとめること。

二つ目は、これまでのような意識調査ではなく、国民が部落差別に実際に遭遇や見聞きしたことなど体験などを把握できる内容の意識調査を要請した。（詳細については、本大会資料に添付する「6 条に係る調査」についての意見を参照）

この実態調査については、対立する意見が出ることを予期してか、法案を審議する参議院法務委員会で、どのような調査を想定しているのかの質問に対して、「この法案の下で実態調査を行うというのは、そうした旧同和地区を特定した上で、その中の個人の人などを特定した上での調査というのは、全く行う予定ではございません」と、発議者は答弁し、更に、附帯決議においても「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」と、旧同和地区の再指定や旧同和関係者の選別で行政によるアウトティングにならぬよう懸念を示している。

なお、以前のような個人給付やハード事業を推進する同和対策の復活を目論む一部の団体は、平成 5 年に実施された生活実態調査を要請したと仄聞するが、この生活実態調査を実施するには、現在は法的に存在しない「同和地区」（部落）の再指定と同和関係者の選別が必要になり、平成 5 年の実態調査でも 41.4% と同和関係者が少数になり、現在では地区内の公営住宅の一般開放が進んでいることにより一層混住が進み、旧同和関係者が多数居住するという旧同和地区（部落）の概念が変わりつつあるものを、再指定や選別により、今回成立した法律は時限法ではなく恒久法であることから、法律が廃止されるまで未来永劫、同和地区（部落）、同和関係者と呼ばれ続け、固定化することになるので、私ども自由同和会は反対の意を示した。

時計の針を戻したい一部の団体は、同和対策の復活や生活実態調査を可能にする内容の条

例を地方公共団体に求めているが、解決の方途にある同和問題の解決を妨げ、時代に逆行する条例化には明確に反対する。

都府県本部と各市町村支部は、条例化の動きには注視し、断固として阻止するものとする。

この間、「障害者差別解消法」、「障害者虐待防止法」「児童虐待防止法」「高齢者虐待防止法」「いじめ防止法」「男女共同参画基本法」「ヘイトスピーチ解消法」等々の個別法が制定されているが、被害者の救済措置が十分ではないことから、「人権擁護法案」を合意形成ができる内容に見直し、成立を求め続ける。

「障害者差別解消法」は平成 25 年 6 月に制定され、同法第 6 条に規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が平成 27 年の 2 月に策定公表され、各省庁においても「国等職員対応要領」と「事業者のための対応指針」が作成された後、平成 28 年 4 月から施行されたが、今後はこれらに基づく各省庁の各種施策の実施状況を注視していく。

地方公共団体についても、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定と実施を求めるとともに、「職員対応要領」の策定を求めている。大半の地方公共団体は策定済みだが、一部の市町村に遅れがあることから策定を急がせていく。

また、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止及び解決を図ることと、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を求めているが、都道府県・指定都市は大半が設置済みだが市区町村は大幅に遅れていることから、この「協議会」が早期に設置されるよう市区町村に求めていく。

障がい者の雇用については、平成 25 年 4 月から法定雇用率が引き上げられたことで、平成 29 年 (6 月 1 日現在) の雇用数や雇用率も過去最高を更新で、民間企業では 49 万 5,795.0 人の対前年 4.5% (21,421.0 人) の増になっており、法定雇用率の達成企業の割合は、50.0% で対前年比 1.2 ポイント上昇しているが、やっと過半数に達した状態であることから企業に雇用の促進を強力に求めていく。

また、厚生労働省は「障害者の雇用の促進に関する法律」を平成 25 年 6 月に改正し、この改正に基づき、「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」と「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」を平成 27 年 3 月に策定している。

この指針も平成 28 年 4 月から施行されており、この指針では、募集採用時や採用後での差別禁止や合理的配慮を定めているので、この指針が守られているかの点検も併せて行っていく。

なお、昨年の運動方針で示したとおり、精神障がい者の雇用も義務化され、本年 4 月からは法定雇用率も現行の 2.0% から 2.2% に引き上げられたので、精神障がい者の雇用も促していく。

ノーマライゼーション (共生社会) の観点からのインクルーシブ教育 (特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障する) システムの推進として、都道府県が特別支援教育専門家等 (早期支援コーディネーター・発達障害支援・合理的配慮に関するコーディネーター 269 人、外部専門家として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が 348 人、医療的ケアのための看護師は 1,500 人) の配置、また、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 (60 地域)、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解 (心のバリアフリー) の推進事業 (26 地域) など、「障害者差別解消法」の施行を踏まえ、特別支援教育の充実に向けた予算は増額しているが、インクルーシブ教育システム推進事業は減額されていることから、予算の拡充を文部科学省に求めていく。

虐待については、「障害者虐待防止法」では虐待行為者の範囲を、養護者と障がい者福祉施設の従事者及び障がい者を雇用する事業主としており、特別支援校や特別支援学級で体罰が表面化している中、虐待の温床になっている病院や学校を加えるよう政府に働きかけるとともに、都道府県では「障害者権利擁護センター」を、市町村では「障害者虐待防止センター」の設置が定められているので、都道府県と市町村に通報状況や対応上の問題などを確認する活動を行う。

児童の虐待については、平成12年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の度重なる改正から、虐待の定義や通報義務の拡大、警察に対する援助要請、出頭要求の制度化、裁判所の許可を得ての立入調査と臨検・捜索、立入の拒否での罰金の引き上げ、地方公共団体での要保護児童対策知的協議会の設置等、児童相談所や福祉事務所の権限を強化してきているが、平成29年の4月からは裁判所の許可を得る立ち入り調査や臨検・捜索が迅速・的確な対応ができるよう要件が簡素化されたので、児童相談所や福祉事務所及び警察と連携を取り悲惨な事故をなくしていく。

なお、昨年1年間に警察から児童相談所に虐待を受けた疑いがあるとして通告された18歳未満の子供は6万5,4317人(前年比20.7%増)になっている。

学校での「いじめ」については、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義の拡大や明確化されてきたが、未だに「いじめ」による悲惨な自殺が続いていることから、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定された。

基本方針の改定では、発達障害を含む障害のある児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認(LGBT)に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒等については特に配慮が必要と明記され、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行うことも明記された。

また、いじめの解消は、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が3か月以上継続しているとした。

新たに策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、「基本方針」(平成25年10月)、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成26年7月)、「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月)が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、「法」、「基本方針」及び「調査の指針」に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生していることを踏まえ、「ガイドライン」を策定したとしているので、今後はいじめによる悲惨な出来事が起こらないように、各学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」の点検と、スクールカウンセラーの平成31年度までの目標の全公立小中学校(27,500校、平成30年度までは26,700校)への設置、24時間子供SOSダイヤル、第三者的立場から調整・解決する取組(67地域)、外部専門家を活用して学校を支援する取組(67地域)、インターネットを通じたいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロール等(10地域)、重大事態等発生時の指導助言体制の強化(現状調査や現地支援を行うための職員派遣)、新規事業として、いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNSを活用した相談体制構築のための立ち上げ・準備経費の支援(5箇所)及びスクールソーシャルワーカーの平成31年度までの目標のすべての中学校区(約1万人、平成30年度までは7,500人)への設置を早期に達成するために、予算の更なる拡充とともに、コミュニティ・スクールの拡大を文部科学省に求めていく。

また、いじめ防止のため道徳が重視され、道徳が正式な教科になり、小学校は本年4月から、中学校は平成31年4月から全面実施になることから、差別を「しない、させない、見逃さない」ことは最高の道徳だと思われるので、道徳も最大限に活用するよう求めていく。

性同一性障害や性的指向・性自認(LGBT)に係る児童生徒については、既に、平成27年4

月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」として、学校における支援の実例を上げたものをまとめているが、現場の教職員からより指導し易いものをとの要望を受け、平成28年4月に教員向けとして「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」をまとめ、各学校に配布されているので、その実施状況や問題点等を確認する。

一方、女性の人権については、平成13年10月から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)によって、平成14年4月からは「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に設置され、業務を開始しており、平成19年7月の改正により、市町村にも配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったが、ほとんどの市町村は設置していないことから、その設置を市町村に求めていく。(平成29年3月現在、全国262施設で、その内市町村が設置する施設は99施設)

なお、この支援センターへの相談件数は年々増加しており、平成28年度は10万6,367件と27年度からは減少しているが3年続けて10万件の大台を突破し、平成29年に警察が対応したのも7万2,455件(前年比3.6%増)で、検挙件数は8,342件になっており、いずれも法施行後最多となっている。

また、これまで身体に対する暴力を受けたものに限り、保護命令を申し立てることができたのに対して、平成20年1月からは生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、保護命令を発することができることとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発することとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設されたことで、平成29年では1,859件について保護命令が発令された。

よって、少しでも危害を受ける可能性がある場合は、積極的に保護命令を活用して被害を防いでいく。

なお、「ストーカー規制法」による認知件数も平成29年では23,079件で、926件が検挙されている。

この「ストーカー規制法」は平成25年6月に改正され、電子メールを対象に加えることや禁止命令等を出すことができる公安委員会の処置が拡大され、国及び地方公共団体は民間の自主的な組織活動の支援のための体制整備に努めることも明記されたが、相談窓口すら設置していない市町村が多数存在することから、その体制整備を都道府県・市区町村に求めていく。

今後もDVやストーカー被害者の増加が予想されるが、緊急な避難場所としてのシェルター(一時避難所)が不足しているので早急に設置するよう市町村に求めていく。

平成27年の8月に成立し、平成28年4月に施行された「女性活躍推進法」は、女性の地位の向上のため従業員301名以上の企業、国や自治体に女性管理職の割合や採用比率などを数値目標にすることなど、取り組む内容を平成28年の4月1日までに、行動計画を策定して公表することを義務付けるものであるが、従業員300名以下の中小企業は努力義務になっているので、実効性があるものにするために、義務付ける企業の従業員数を下げるよう、厚生労働省に要請していく。

1. 住環境整備

住環境整備については、近隣地域との差異がないかを点検しつつも、高齢者・障がい者・妊娠している女性・子どもなど、ハンディキャップがある人たちが自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーは当然のこととして、ユニバーサルデザインの用具をも活用する「人権のまちづくり」を視野に入れた取り組みを展開し、ノーマライゼーショ

ンを達成する。

バリアフリーの基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、安心・安全・快適に移動できるものとする。

バリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」(通称、ハートビル法)と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称、交通バリアフリー法)を統合した新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称、バリアフリー新法)が、施行されているので、この「バリアフリー新法」と平成 28 年の 4 月から施行される「障害者差別解消法」を積極的に活用してバリアフリーの建築物を増やしていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建替えを行う際については、空き家の集約化を図り、集約化で空いた土地を民間に払い下げるなど、空き地の有効活用で混住化を促進する。

また、定期借地権などを活用して持ち家化を考慮しつつも、払い下げを積極的に求めて、これを機会に「人権のまちづくり」を具現化する総合計画の策定を市町村に求めていく。

改良住宅・公営住宅の空き家がある場合には、混住化を促進するためにも、一般公募制度を活用し、また、若年層の流入を促すために、就学前の子どもを持つ世帯とか新婚家庭や妊婦については優先入居や割引の導入などの工夫を凝らして空き家をなくしていくとともに、高齢者の孤立死を防止する手立てを講じるよう、市町村に要求していく。

なお、公営・改良住宅の入居者の選定や管理を、未だに地区の自治会や同和運動団体の役員に任せていることは、不正行為や混住化を妨げる温床になることから、公営・改良住宅の管理・運営を市町村が行うよう、市町村に強く要請していく。

批判の対象になっている改良住宅・公営住宅の家賃については、応能応益制度を取り入れ、暫時、見直しを進めていくことになっているが、応能応益制度を取り入れていない市町村には、早急に制度を取り入れ、家賃の見直しをするよう要求していくとともに、家賃の滞納を市町村と協議しながら早急に改善していく。

地域の拠点である隣保館については、「部落差別解消法」が成立したことで運営費の削減や廃止は当分の間回避できるものと思われるが、これを機会にあらゆる差別や虐待などの人権侵害や生活困窮者等が相談でき、また、広く市民も利用できる公的施設にすることで交流が生まれ、また、同和対策で住環境が改善された同和地区を眼にすることで、旧同和地区の心象を変えていくことにもなるので、障がいのある人もない人も利用し易い施設にするために、厚労省の改修費補助を積極的に活用してバリアフリー化をも進めていく。

また、指定管理者制度を活用して活性化を図ることも考慮する。

部落解放運動四十年を振り返って② 部落解放に反天皇制は無用 8

灘本 昌久

部落解放同盟京都府連五役の意志として、私への辞任要求が突きつけられたことに対して、私は大いに驚いた。天皇制反対の方針を否定する論文を公表したことに対して、部落解放同盟から批判が出るであろうことは予想していた。むしろ、そのほうが健全であろう。最重要課題としてうたってきた方針を否定されたのだから、黙殺するようなことは不健全である。しかし、自己批判を要求したうえに、辞任要求を突きつけてこようとは、夢にも思わなかった。

そこで、私は三月三日付で、京都府連五役宛に、「資料センター所長辞任の要求について」という文章で返事を書いた。第一に、もともと所長を引き受けるにあたって、私と解放同盟の意見の違いは了解済みだったはずである。今さら違う意見を表明したからといって辞任を要求するのは『八百屋を店子にしておいて、「キユウリを売るな!」というようなものである』。「感謝状の一つも贈呈してもらいたいぐらいで、辞任要求など、突止千万」である。第二に、資料センターの所長としては、無報酬で協力してきており、センターが多岐の人材に利用しやすい環境の整備に努力してきた実績を評価してもらいたい。「辞任要求を聞いて、もっともカチンとくるのは、たとえ意見

の違いがあるにせよ、そういう日常の積み重ねを尊重できない物の考え方である」。第三に、研究機関と運動の教宣部は役割が違う。一九六〇年に始まった「奈良本辰也・井上清論争」では、当時の部落問題研究所所長の奈良本辰也氏が、部落差別の存続と資本主義の関係につき、部落解放同盟の理論を否定する意見を表明したわけであるが、当時、運動から袋だたきにあつた奈良本氏の意見が、今では解放同盟の理論にとりいれられている。「部落解放運動は民主主義を要求する運動であり、民主主義は意見の多様性を要求する。その運動が同じ意見ばかりで固まりたがる「一枚岩症候群」におちいつてはならない」。第四に、辞任要求は本当に京都府連の多数意見なのか。この問題への同盟員や市民の関心は高い。第五に、奈良本辰也氏、井上清氏、師岡佑行氏など、部落研究に尽力してこられた著名な研究者は、終生、運動の御用学者になることなく、運動団体にとって耳の痛いことも提言してこられた。私もそれに続くため、この天皇制に関する議論をさらに推し進めるつもりである。ねがわくば、解放同盟自身もこの議論に対して意見を表明してもらいたい。また、私に対する批判、辞任要求も文書で公表してもらいたい。

こういふ、今にして思えば、喧嘩を売っているような文書であるが、部落解放同盟に多くを期待していた

私としては、大まじめに書いた文書であつた。

しかし、私の熱意は、京都府連には伝わらず、三月十四日には、再度、京都府連の意志として私に辞任要求が突きつけられた。と同時に、もしそれが受け入れられなければ、資料センターの閉鎖もやむなしということであつた。灘本がおとなしく所長を降りなければ、資料センターをぶすといふのである。大事な議論を積極的に行わないどころか、運動の言うことに逆らうなら、組織ごと抹殺するという脅迫である。

私個人としては、別に痛くも痒くもないことであるが、そもそも、私がやりたいといつて引き受けたポストではない。しぶしぶ引き受けたに過ぎない。解放同盟系の研究機関の所長など引き受けたら、どんな不正の片棒を担がされるか分からないことは、前述の委託費費環流問題でも明らかで、好きにやつて良いと違ひを承知で、好きにやつて良いといふので、曲げて依頼を引き受けたわけである。

しかし、私の一存でふっかけた議論がもたないで、資料センター自体の存続が危うくなるのは私の望むところではない。長年多くの研究者の努力と、有名無名の部落解放同盟員や行政マンの協力で続けてきた資料センターを、ここでつぶすわけにはいかない。こうした研究機関は、一度閉めてしまえば、もう一度復活

させようとしても、ほとんど不可能なことになる。生きるべきか死ぬべきかではないが、理想と現実とのほごまで悩むことしきりであつた。

しかし、私の天皇制に関する議論は、かなりの衝撃を部落問題研究に与えたようで、多くの人から好意的意見も頂戴した。中でも、部落史研究のパイオニアであり、中世史研究の大家であるY先生からは、数度にわたつて励ましのお手紙を頂戴した。「近号の貴兄の御論は、実は近來に無い、熱中ぶり」で繰り返し繰り返し返し拝見、目から鱗の落ちる思いを致し、併せて私共若年時の不勉強、思い込みを反省させられることまことに深甚でした。そのことのみ申し述べまして、猶一層のご健筆を念じます」とあつた。

従来の部落解放理論をおおつていた反天皇制を根本から否定するような意見を表明して、どのような受け止め方をされるのか、想像もつかなかった私にとつては、たいへん勇気づけられるお便りであつた。「戦後歴史学」という左翼的、マルクス主義的歴史研究の流れの中に身を置き、部落史研究で多くの人に影響を与えてこられた先達から、このような好意的評価を頂いたことは、たいへん光栄なことであつた。そして、辞任要求という話に、多くの人が動き出した。解放同盟よりの人でさえ、黙視できなかったのである。

(続く)